

Title	〔商法八六〕会社更生手続の開始と代表訴訟の当事者適格(東京地裁 昭和四一年一二月二三日判決)
Sub Title	
Author	加藤, 修(Katō, Osamu) 商法研究会(Shōhō kenkyūkai)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1969
Jtitle	法學研究 : 法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.42, No.9 (1969. 9) ,p.109- 112
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	判例研究
Genre	Journal Article
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19690915-0109">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19690915-0109</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

# 判例研究

## 〔商法 八六〕 会社更生手続の開始と代表訴訟の当事者適格

昭和四一年一月二三日東京地裁判決  
昭和四〇年(ワ)第四四一、二〇八五号  
会社役員に対する責任追及併合事件  
下級民集一七卷一一二号一三一頁

### 【判示事項】

会社更生手続開始後に株主は代表訴訟を提起しうるか(消極)

### 【参照条文】

商法第二六七条・第二八〇条

### 【事実】

X(原告)は、昭和三十六年以来訴外A会社の株式を有する株主として、訴外A会社に対し、昭和三九年二月二一日到達の内容証明郵便をもって、商法二六七条一項、同二八〇条の各規定にもとづき訴外A会社取締役Y<sub>1</sub>等五名(被告)または同社監査役Y<sub>2</sub>等二名(被告)に対し、同法二六六条一項一号、同二七七条の各規定による責任追及の訴を提起するように請求した。さらに、Xは、訴外A会社更生管財人(昭和三九年二月二四日訴外A会社に対して更生手続開始決定がなされた)に対し、昭和四〇年一月二二日に商法二六七条一項の規定にもとづき取締役であるY<sub>1</sub>等のうちの四名に対し同法二六六

条一項五号による責任追及の訴を提起するように請求した。ところが、Xによる右二つの請求のあつた日から三〇日以内に訴の提起がなかつたので、訴外A会社のため、Xが昭和四〇年一月二一日および同年三月一六日に提起したのが本件代表訴訟である。

被告等は、本案前の申立として、原告は本件につき当事者適格を有しないと主張した。その理由は次のとおりである。すなわち、『訴外会社については本件各訴えが提起された日より前である昭和三九年二月二四日更生手続開始決定がなされてより開始決定がなされた場合には会社財産に対する管理処分権が管財人に専属し、会社はその財産関係の訴訟追行権を失うのであるが、商法第二六七条により株主の提起するいわゆる代表訴訟も資本充実の要請にもとづき株主が実質上会社の機関として訴権を行使する財産関係の訴訟であるから、会社が訴訟追行権を失っている以上、株主もまた代表訴訟を提起する権能を失うものといふべきである。したがつて、原

告の本件各訴えは、当事者適格を有しない者の不適法な訴えとして却下を免れない。」と。

右の被告等の本案前の申立に対する原告の反駁は次のとおりである。すなわち、「株主の代表訴訟について被告らの主張するような見解をとると、次のような不当な結果を生ずる。すなわち、管財人は、取締役らに対す、その責任にもとづく損害賠償請求権の査定申立てをするかどうかを自主的に判断するが故に、株主が責任追求の訴えの提起を請求しても管財人がこれに応じないときは、更生手続が終了した時にはすでに時効が完成してしまつていないという結果も生じかねない。また、管財人が査定を申立てていない取締役らに対して株主が代表訴訟を提起すれば会社にとつてより有利であることは明らかであるが、株主の代表訴訟を否定すれば、それができず、会社の資本充実は期せられない。」と。

#### 【判旨】

訴却下。

「更生手続開始後に株主がいわゆる代表訴訟を提起することができるかどうかについて判断するに、当裁判所は、以下に述べる理由により消極に解する。すなわち、更生手続開始決定があると、商法第二六六条第一項、第二七七条の各規定にもとづいて会社が取締役または監査役に対して提起すべき責任追及の訴えは、会社の財産関係の訴えとして、管財人が当事者適格を有する（会社更生法第九六条）のであるが、更生手続においては、管財人が会社財産の管理および処分の権利を専有し（同法第五三条）、裁判所の監督の下に善良

な管理者の注意をもつて、株主を含む利害関係人のすべてに対し公平誠実に職務を遂行する責任を負い、その注意義務を怠つたときは利害関係人に対して損害賠償の責に任ずることとされている（同法第一〇一条、第四二条第一項、第四三条（筆者注）、現行会社更生法第九八条の三、同第九八条の四参照）のであるから、責任追求の訴えについても、これを提起するかどうかあるいは右の訴えによらないで取締役らに対する損害賠償請求権の査定の申立（同法第七二条第一項第一号）をするかどうかを、専ら管財人の判断に委ねていると解することが会社更生法の趣旨に適合するといふべきである。

そうとすれば、取締役や監査役らの間の特殊な関係から会社が取締役らに対する責任追及を怠ることあるべき弊害を予想して設けられているところの商法第二六七条、第二八〇条の各規定にもとづく株主のいわゆる代表訴訟の制度は、更生手続の進行中はその適用の余地がなく、請求に対して管財人が訴えを提起しないからといって、株主が右法条を根拠として責任追求の訴を提起することはできないものといわなければならない。

そして、この理由は、会社に対して責任追及の訴えの提起方を請求したが、いまだ会社が訴えを提起しない間に会社につき更生手続が開始された場合においても異なるところはない。

叙上説示のとおり、更生手続進行中は、管財人のみが取締役らに対する責任追求の訴えの当事者適格を有するものと認めるべきであるから、株主たる地位にもとづいて提起された原告の本件各訴えは、他の点を判断するまでもなく、不適法な訴えとして却下を免れ

ない。」

### 【評釈】

#### 判旨に若干疑問。

一 会社による取締役・監査役の会社に対する責任の追求に際して、責任を追求される取締役・監査役は会社の機関を構成する他の取締役といわば仲間どうしであるという特殊な関係があるために、ともすれば会社自身による責任追求が怠られる可能性が多い(津田、会社法三三三頁<sup>(上)</sup>)。そこで、そのような弊害をなくすために、会社が取締役・監査役に対して有する実体的な損害賠償請求権につきその訴訟実施権を株主に与え、取締役・監査役が他の取締役との特殊な関係にもとづいて責任を免れてしまうことをなくすために設けられたのが代表訴訟の制度なのである(津田・前掲三二)。それゆえ、会社の取締役・監査役に対する責任追求ないしは訴提起懈怠の可能性のない場面においては、代表訴訟の制度につきその本来予定された機能を發揮させる必要は全然ないといつてよい。しかしながら、管財人のような会社財産の管理処分権者が、取締役等と特殊な関係を結ぶようになり、それが原因となつて右に述べたような懈怠の可能性が生ずる余地がある場合には、代表訴訟の制度はその機能を發揮し得ると解してもよいのではないだろうか。そして、右のように解することは、単に清算のみを目的とほしない会社更生手続ではよりいっそう必要ではないかと思われる。ところで、判旨は、会社更生手続開始の決定があつた場合においては会社の財産関係の訴については管財人が当事者適格を有することになり、更生会社の取締役等に対する

責任追求のための訴訟はもつばら管財人が行うことになるが、管財人はその職務を行うに適した者のうちから選任され、裁判所の監督に属し、善良なる管理者の注意をもつてその職務を行うことを義務づけられ、その注意義務を怠つたときは利害関係人に対して損害賠償の責任を負うとされているから、管財人が取締役等の責任追求を怠ることはないとの趣旨と解される。しかしながら、会社更生法上に既述したような裁判所による管財人の選任・監督の規定、および管財人の善管注意義務の規定があるからといつて、判旨のごとく結論づけることは、取締役等に対する責任追求に関する管財人の職務追行につき、いささか見通しが甘く、楽観的すぎる憾があり、その点に一抹の不安を感じるのである(反対・判例時報四六九号五七頁の本件紹介に賛成される形で引用する。なお会社更生法七五条一項参照)。なぜなら、種々の利害が関係者の間で複雑かつ有機的に絡みあうのが通常である会社財産関係においては、裁判所による管財人の監督が充分に尽されない場合も時にはあり得るであらうし、また、管財人がある種の現在または将来に対する思惑から取締役等と特殊な関係を結び、取締役等に対する責任追求の訴を差控える可能性とても絶無とはいきれないからである(同旨、服部・本件評釈・ジ)。それゆえ、会社更生手続進行中においても代表訴訟の制度はその機能を發揮するものと解するのが妥当と思われる。

二 判旨の立論のもう一つの根拠は次のとおりである。すなわち、会社が取締役等に対して有する損害賠償請求権に関する訴については、管財人に当事者適格があるが、更生手続においては管財人

が会社財産の管理および処分権利を専有しているので、管財人が右のような訴につきこれを提起するかどうか、あるいは、右のような訴によらないで取締役等に対する損害賠償請求権の査定申立をするかどうかは管財人の自由な判断に委ねられているという点にある(北沢・注釈会社法(4)五一三頁は、この点を、このような判旨の考え方は、基本的に被告側による本案前の申立の理論構成とその軌を一にするものと解される(同旨、四頁・前)。つまり、株主が実質上会社の「機関」として訴訟実施権を行使する代表訴訟にあつては、更生手続の開始決定により「会社」が会社財産関係の訴訟実施権を失う以上、株主もまた代表訴訟を実施する権能を失うとする理論構成なのである。しかしながら、このような判旨の論理は、形式的すぎるのではなからうか。なるほど、「会社」に訴訟実施権がない場合、その会社の「機関」が訴訟を実施することができないことはいうまでもなからう。ところが、代表訴訟の場合にあつては、株主は、「実質上」会社の機関的地位に立つて訴訟を実施していると解されるのが普通であり、会社の「機関そのもの自体」として代表訴訟を実施しているわけではないのである(服部・前掲一三四頁は、株主が文字通り会社の機関として提起された代表訴訟に参加すると、それゆえ、判旨のごとく、更生手続の開始によつて「会社」から訴訟実施権が奪われるため株主も代表訴訟の当事者適格を失うと解することは、株主が「実質上」会社の機関としての訴を提起する代表訴訟上における株主の特殊な地位についての配慮を欠くものであり、いくぶん形式的な論理操作に終始した傾向が認められるとの批判は免れ得ないであらう(服部・前掲一三三・四頁もほぼ同旨)。

三 会社更生法上、更生手続開始の決定があつたとき、会社の財産関係の訴訟手続は中断するとされている趣旨は、更生手続開始後は株主に代表訴訟の当事者適格を認めないとの判旨の立場により合致すると解されないこともない(前掲・判例時報紹介欄五七頁)。しかしながら、会社の取締役等に対する責任追求懈怠の可能性に対処するために設けられた代表訴訟の制度目的というものを強調するならば(具体的にいえば、管財人が訴の提起を怠る可能性がある以上、株主が直接に訴訟を実施することを認めるべきであるとき)、更生手続開始の決定による訴訟中断は、更生手続開始後に代表訴訟の当事者適格を株主に認めないことの積極的な理由とはならないと考えられる。代表訴訟の提起中に更生手続開始決定があれば、手続は中断することになるが、その場合、株主は、更生手続開始後三〇日経過すれば(商法二六七条)、再び訴訟手続を続行できると解さざるを得ないであらう(服部・前掲一三四頁の提案される)。そして、このような解釈は、ゆきすぎであるとの誇りを免れないかもしれないが、会社による取締役等の責任追求の確保ならびに株主の地位の強化というものを指向する代表訴訟の建前を既述したように前面におしだすべきことを考えるとやむを得ないのではなからうか。

(加藤修)